

社債管理補助者に期待される役割（案）

- 実務フロー案における補助者の業務のうち、社債権者への通知関係について、現行の「基本的業務」の文言に照らし整理すると以下のとおりである。マーカ-の業務について「基本的業務」として整理する。

実務フロー案における業務内容		「基本的業務」への該当
社債権者への通知関係		
・チェンジオブコントロール条項の期限前償還事由（大株主の異動・非上場化）の発生		これまでコベナントの抵触に含むものとして【参考④（e）期限の利益喪失事由の発生】に該当すると考えられていたと思われるが、必ずしも明確ではない
・レポーティングコベナントの発動事由（非上場化）の発生		該当しない
・レポーティング事項とされた事象等の発生	「期限の利益の喪失事由」の発生	該当する【参考④（e）期限の利益喪失事由の発生】
	・発行会社の証明書の確認 ・「期限の利益の喪失事由」の以外の事象の発生	該当しない
・社債権者への社債権者集会の目的及び招集の理由の伝達		該当する【参考④（c）社債権者集会の招集に係る社債権者への報告】
・社債権者集会の招集者として参加するかの意向確認		該当する【参考④（g）10分の1未満の社債権者からの請求に基づく他の社債権者への社債権者集会招集の意向確認】

- 実務フロー案における補助者の業務のうち、社債権者集会関係について、現行の「基本的業務」の文言に照らし整理すると以下のとおりである。マーカーの業務について「基本的業務」と整理する。

実務フロー案における業務内容	「基本的業務」への該当
社債権者集会関係	
・社債権者集会の招集に向けた準備	該当し得る【参考③社債権者の請求に基づく社債権者集会の招集及び社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続】
・社債権者集会を招集する旨の公告、社債権者への通知	該当する【参考④(c)社債権者集会の招集に係る社債権者への報告】
・裁判所への社債権者集会決議の認可申請	該当する【参考③社債権者の請求に基づく社債権者集会の招集及び社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続】

(参考) コベンツに係る補助者の役割について 過去の議論 (部会報告) における整理



「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」報告 (2021年6月公表) においては、補助者の業務を①法定権限業務、②会社法第714条の4第4項に関する業務、③約定権限業務に分類したうえで、補助者に「最低限期待される業務」を補助者の「基本的業務」と整理し、「基本的業務」及びその遂行のために必要な権限等について社債要項等への規定例を提示
なお、「基本的業務」は補助者がより円滑に利用されるための考え方の整理であり、補助者が「基本的業務」の全て担うことを義務付けるものではない。

「社債管理補助者制度に係る実務上の対応について (「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」報告)」の概要

1. 補助者の権限・業務

- 補助者の業務を「法定権限に基づく業務」「社債の管理に関する事項の社債権者への報告に係る業務」及び「約定権限に基づく業務」に分類したうえで、以下の業務を補助者の基本的業務 (補助者に最低限期待される業務) として整理し、当該業務に係る権限及び業務内容について社債要項等の規定例を示す。

【補助者の基本的業務】

- ① 破産手続等への参加 (総額での債権届出)
- ② 清算手続における債権の申出
- ③ 社債権者の請求に基づく社債権者集会の招集及び社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続
- ④ 社債の管理に関する事項の社債権者への報告
 - (a) 合併等の組織再編に係る個別催告に関する事項
 - (b) 債権届出等以降の手続き
 - (c) 社債権者集会の招集に係る社債権者への報告
 - (d) 組織再編の際の社債の取扱い
 - (e) 期限の利益喪失事由の発生
 - (f) 期限の利益喪失
 - (g) 10分の1未満の社債権者からの請求に基づく他の社債権者への社債権者集会招集の意向確認
- ⑤ 社債要項及び社債管理補助委託契約書の備置

2. 補助者の義務・責任

- 補助者が社債権者に対して公平誠実義務及び善管注意義務を負うことを明確にしたうえで、特に社債の管理に関する事項の社債権者への報告に係る補助者の義務及び責任の範囲を明確化する趣旨で、免責条項を含む形で社債要項等の規定例を示す。

3. 費用・報酬

- 発行会社負担を原則としつつ、デフォルト時など発行会社による費用負担が困難な場合を含めて、補助者に係る費用及び報酬の考え方を整理し、社債要項等の規定例を示す。

4. 業務終了事由

- 補助者が金融機関である場合と弁護士又は弁護士法人である場合に分けて、補助者の業務終了事由に係る社債要項等の規定例を示す。